

(指定を受けたものとみなす特定共通構造部)

第五条の二 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第五号、第五号の五、第五号の六、第五号の十三から第五号の十五まで、第五号の十八から第六号の二まで、第六号の四、第七号から第十一号まで、第十一号の四から第十二号まで、第十三号、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十一号又は第四十一号の三から第四十四号までに掲げる種類の特定装置(指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。)の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則第零号に基づき行う認定によるものとする。

(特別な表示)

第六条 法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示(法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。)は、協定に附属する規則第零号に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあつては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあつては第三号様式の二に定める表示とする。

2 (略)

(共通構造部型式指定通知書等の交付)

第九条 国土交通大臣は、次の表の上欄に該当するときは、申請者に対し、それぞれ下欄の書面を交付するものとする。

一・二 (略)	
三 法第七十五条の二第五項又は第六項の規定による指定の取消しを行ったとき。	共通構造部型式指定取消通知書

(意見の徴取)

第十条 国土交通大臣は、法第七十五条の二第五項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徴するものとする。

第十一条 削除

(指定を受けたものとみなす特定共通構造部)

第五条の二 法第七十五条の二第六項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第五号、第五号の五、第五号の六、第五号の十三から第五号の十五まで、第五号の十八から第六号の二まで、第六号の四、第七号から第十一号まで、第十一号の四から第十二号まで、第十三号、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十一号又は第四十一号の三から第四十四号までに掲げる種類の装置(法第七十五条の三第一項の指定を受けた装置又は同条第七項の規定により指定を受けたものとみなされた装置に限る。)の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第六項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則第零号に基づき行う認定によるものとする。

(特別な表示)

第六条 法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示(法第七十五条の二第一項の指定を受けたものであることを示すものに限る。)は、協定に附属する規則第零号に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあつては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあつては第三号様式の二に定める表示とする。

2 (略)

(共通構造部型式指定通知書等の交付)

第九条 国土交通大臣は、次の表の上欄に該当するときは、申請者に対し、それぞれ下欄の書面を交付するものとする。

一・二 (略)	
三 法第七十五条の二第四項又は第五項による指定の取消しを行ったとき。	共通構造部型式指定取消通知書

(意見の徴取)

第十条 国土交通大臣は、法第七十五条の二第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徴するものとする。

(指定の効力の停止)

第十一条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定特定共通構造部の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定共通構造部について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一 申請者が第十五条の規定に違反したとき。
二 装置型式指定規則第十一条の規定により指定特定共通構造部の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。